

別紙1

「東急バケーションズ愛犬家族 利用規則（東急バケーションズ箱根強羅）」

第1条（宿泊可能な愛犬の条件）

宿泊客と愛犬家族に宿泊できる愛犬は、次の各号に定める条件を満たす犬に限ります。なお、宿泊客は、別途会社が認める場合を除き、犬以外の動物と愛犬家族に宿泊することができないものとします。

- (1) 排泄に関するしつけや無駄吠えをしない等のしつけがよくなされている。
- (2) 5種以上の混合ワクチン及び狂犬病ワクチンの予防接種を受けており、予防接種の注射済票の装着又は予防接種証明書を持参している（※ご宿泊中に提示を求めることがあります）。
- (3) 居住する市区町村の保健所において、畜犬登録がなされている。
- (4) 発情期や生理中でないこと及び宿泊期間中に発情期や生理にならない。
- (5) 無駄吠え、噛み付き、追い回し等他の宿泊客、他の本施設の利用者、近隣、その他の第三者に対し危険な行動、迷惑をかける行為をしない。
- (6) 感染症状等の病気にかかっておらず、健康である。
- (7) 犬の体重及び頭数が、以下に定める範囲内である。
 - ・ 体重が 25kg 未満の犬：宿泊客の人数にかかわらず 1 愛犬家族あたり 2 頭以内。
 - ・ 体重が 25kg 以上の犬：宿泊客の人数にかかわらず 1 愛犬家族あたり 1 頭に限り。

第2条（管理）

宿泊客は、会社に、愛犬を預けることはできないものとします。

- 2 宿泊客は、自らの責任で愛犬を管理しなければならないものとします。
- 3 宿泊客は、チェックイン又はチェックアウト等、本施設のフロントでの手続きを行うときには、愛犬を自らの自動車の中もしくはドッグキャリーの中に入れて待機させ、本施設のエントランスロビーへの同伴はしてはならないものとします。
- 4 宿泊客は、愛犬のみを愛犬家族に留守番させることはできないものとし、愛犬家族より外出する際は必ず愛犬を同伴するものとします。
- 5 宿泊客は、愛犬に次の各号のような行為をさせてはならないものとします。
 - (1) 他の宿泊客の愛犬に対する性行為その他の発情行為。
 - (2) 他の宿泊客の愛犬、他の宿泊客、その他の本施設の利用者等の第三者に対する噛み付き、追い回し等、危険な行為。
 - (3) 無駄吠え等、他の宿泊客、他の本施設の利用者、近隣、その他の第三者に対して迷惑をかける行為。

第3条（同伴可能エリア）

愛犬家族の宿泊客は、愛犬家族のほか、本施設が別途指定したエリア（以下「同伴可能エリア」という）内のみ、愛犬を同伴することが出来るものとし、それ以外のエリアへ愛犬を同伴することはできないものとします。

2 宿泊客は、同伴可能エリアに愛犬を同伴する場合、必ずリードで愛犬を繋ぐものとします。

第4条（衛生上の遵守事項）

宿泊者は、衛生上の観点から、次の各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 本施設にお越しになる前に、予めシャンプーやトリミングで愛犬の抜け毛や汚れの除去を行うとともに、ノミやダニがいる場合は、駆除する。
- (2) 愛犬家族の玄関外側に設置されている愛犬専用の水洗い場等で愛犬の足をよく洗ってから本施設へ入館する。
- (3) 愛犬に愛犬家族内のベッド、寝具、浴室、トイレ、洗面台を使用させない。
- (4) 愛犬家族に設置されている愛犬用のトイレ以外の場所で排泄はさせない。
- (5) 愛犬の排泄物は愛犬家族に設置されている愛犬の排泄物専用ゴミ箱に入れる。
- (6) 愛犬家族以外の場所で、愛犬に食べ物を与えない。

2 宿泊客は、前項各号のいずれかに違反し、ベッド、寝具、浴室等の本施設が汚れ、毀損等した場合、会社が要するクリーニング代等の費用その他の損害を賠償するものとします。

第5条（会社の責任）

会社は、本施設における愛犬の不測の事故及び愛犬を同伴する宿泊客と他の宿泊客との間で発生したトラブルについて、一切の責任を負いません。

第6条（損害賠償）

宿泊客は、自らの愛犬が、本施設の建物・家具・什器・備品・植栽等に損傷等を与えた場合、又は他の宿泊客やその愛犬、近隣住民、もしくは会社、本施設の従業員等に危害等を与えた場合は、これにより会社又は第三者が被った損害を賠償するものとします。

第7条（違反時の措置）

宿泊客が、この「東急バケーションズ愛犬家族 利用規則」の各条項の定めいずれかに違反した場合（第1条に定める条件に対する違反を含む。）、会社は、約款（東急バケーションズ箱根強羅宿泊約款）第7条第1項に基づき宿泊契約を解除できるものとします。

以上